

公共調達に係る入札契約制度に関する
報 告 書

令和3年6月

山 形 県

本書は、「山形県公共調達基本条例（平成20年7月県条例第43号）」第4条第2項の規定に基づき、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する山形県議会への報告並びに公表を目的に作成したものである。

本書の構成は2部構成となっており、第1部は、建設工事請負及び建設工事関連業務委託に関する報告、第2部は、物品及び役務等の調達に関する報告となっている。

なお、入札契約制度の運用の状況及び見直しに関しては、山形県公共調達評議委員会の審議を経ており、審議概要については山形県ホームページで公表している。

【山形県ホームページ内の山形県公共調達評議委員会審議概要掲載ページ】

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180030/ch.html>

目 次

第 1 部 建設工事請負及び建設工事関連業務委託関係

第 1 章 入札契約制度を取り巻く状況等

1 建設業を巡る環境

(1) 建設投資額の推移	1
(2) 建設業者数及び建設業就業者数等の推移	1
① 建設業者（許可業者）数	1
② 建設業就業者数	2
(3) 設計労務単価の推移	3
(4) 収益性の推移	4
(5) 倒産件数の推移	4
2 業界団体との意見交換会の実施	5

第 2 章 令和 2 年度における入札契約制度の運用状況

1 建設工事請負関係

(1) 落札率等の状況	6
① 落札率	6
② 一般競争入札への平均参加業者数	7
(2) 不調・不落の発生状況	8
(3) 県内業者受注率の状況	8
(4) 品質の確保に関する状況	9
① 工事成績評定点	9
② 総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点	10
③ 低入札価格調査制度の運用	10

2 建設工事関連業務委託関係

(1) 落札率の状況	11
(2) 県内業者受注率の状況	12
(3) 品質の確保に関する状況	13
① 委託業務成績評定点の状況	13
② 低入札価格調査制度の運用	13
③ 非指名措置の状況	14

第3章 令和2年度及び3年度における入札契約制度の主な見直し

I 令和2年度における見直し事項

1 建設工事請負に関する見直し

- (1) 災害復旧工事の実績の評価 15
- (2) 道路除雪業務の実績の評価 15
- (3) 余裕期間制度の本格実施 15

2 建設工事関連業務委託に関する見直し

- (1) 災害復旧関係業務委託の実績の評価 15
- (2) 業務顕彰歴の評価 16

3 建設工事請負及び建設工事関連業務委託に共通する見直し

- (1) 災害等緊急時の応急復旧工事等の円滑化 16
- (2) 災害協定等の締結の評価 16
- (3) 発注見通しの公表時期の追加 16

II 令和3年度における見直し事項

1 建設工事請負に関する見直し

- (1) 地域精通企業評価型の実施 16

2 建設工事関連業務委託に関する見直し

- (1) 地すべり調査解析業務における共同設計方式の試行 16
- (2) 地質調査業務委託における総合評価落札方式の試行 17

3 建設工事請負及び建設工事関連業務委託に共通する見直し

- (1) 工事価格等の積算における端数処理の見直し 17

4 経緯

第2部 物品及び役務等の調達関係

第1章 令和2年度における入札契約制度の運用状況

1 物品の調達状況

- (1) 予定価格が160万円を超える物品 22

2 印刷物の調達状況

- (1) 予定価格が250万円を超える印刷物 23
- (2) 最低制限価格の設定状況 23

3 業務委託の調達状況

- (1) 予定価格が100万円を超える業務委託 24
- (2) 低入札価格調査制度の運用状況 25

第2章 地元調達の取組

1 取組の内容

- 28

2 令和2年度の取組状況	28
資料編	29
1 山形県公共調達基本条例	30

第1部 建設工事請負及び建設工事関連業務委託関係

第1章 入札契約制度を取り巻く状況等

1 建設業を巡る環境

(1) 建設投資額の推移

県内の建設投資額は、平成8年度をピークに平成22年度まで減少してきたが、平成23年度から概ね増加傾向にある。令和2年度の公共投資及び民間投資の合計額は5,631億円で、前年度より323億円(6.1%)の増加、平成20年度の約147%となった。

建設業は、県民の安全・安心を確保する上で欠かせない重要な産業であることから、今後とも建設投資額の動向を注視しつつ、入札・契約制度等のあり方について検討していく必要がある。

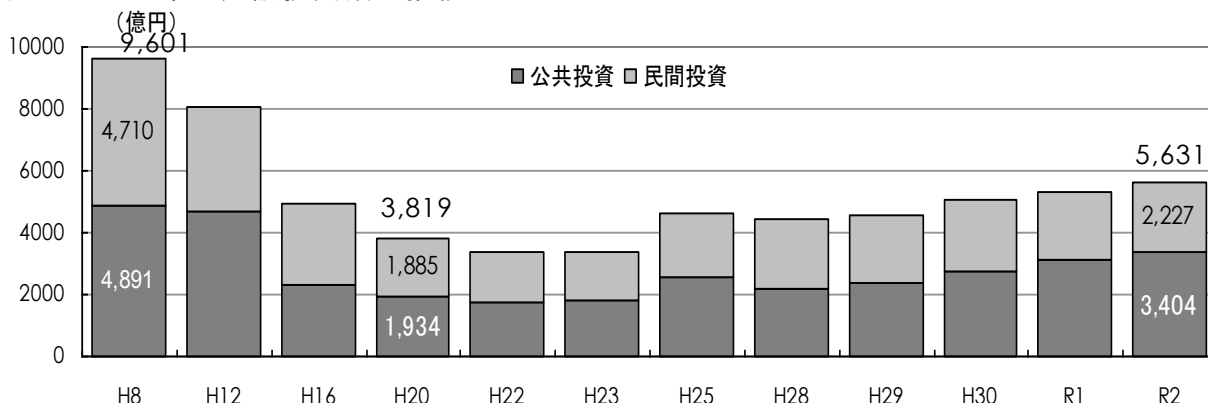
表1 建設投資額の推移(年度)

(単位:億円)

	H8	H12	H16	H20	H22	H23	H25	H28	H29	H30	R1	R2	R2/H8 (%)
山形県建設投資計*	9,601	8,062	4,918	3,819	3,346	3,400	4,374	4,422	4,539	5,077	5,308	5,631	58.7
公共投資	4,891	4,672	2,323	1,934	1,773	1,855	2,313	2,202	2,345	2,777	3,152	3,404	69.6
民間投資	4,710	3,390	2,594	1,885	1,574	1,545	2,062	2,220	2,193	2,300	2,156	2,227	47.3
全国建設投資計	772,697	663,559	529,330	491,749	429,310	418,254	479,899	498,034	522,889	531,956	552,779	548,048	70.9
山形県構成比(%)	1.24	1.21	0.93	0.78	0.78	0.81	0.91	0.89	0.87	0.95	0.96	1.03	83.1

出典「国土交通省建設総合統計」※ 項目毎に端数処理をしているため、計が合わない場合がある。

図1 山形県の建設投資額の推移



(2) 建設業者数及び建設業就業者数等の推移

① 建設業者(許可業者)数

令和2年度の県内建設業者(建設業許可業者)数は、3月末時点で4,573者で、平成20年代中盤以降、減少傾向から横ばいの状況である。

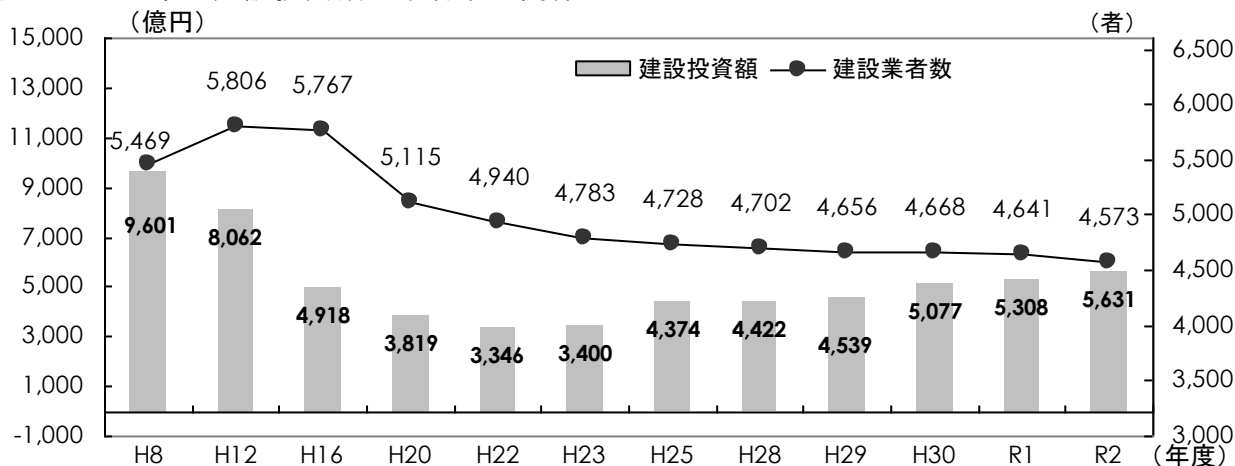
令和2年度の一業者あたりの建設投資額は、1億2,313万円と、前年度より増え、平成20年の165%、ピーク時(平成8年度)の69.9%になっている。

(表2-1、図2)

表 2-1 山形県の建設投資額と業者数の関係（年度）

	H8	H12	H16	H20	H22	H23	H25	H28	H29	H30	R1	R2	R2/ピーク時 (%)
建設投資額 (億円)	(ピークH8) 9,601	8,062	4,918	3,819	3,346	3,400	4,374	4,422	4,539	5,077	5,308	5,631	58.7
建設業者数 (許可業者数)	5,469	(ピークH12) 5,806	5,767	5,115	4,940	4,783	4,728	4,702	4,656	4,668	4,641	4,573	78.8
一業者当たりの建設投資額(億円)	(ピークH8) 1.76	1.39	0.85	0.75	0.68	0.71	0.93	0.94	0.97	1.09	1.14	1.23	69.9

図 2 山形県の建設投資額と業者数の関係



② 建設業就業者数

県内建設業就業者数は、平成 27 年国勢調査では 48,903 人と、ピーク時の平成 12 年から 24,617 人（33.5%）減少している。

年齢階層別にみると、50 歳以上が 25,280 人（構成比 51.7%）と全体の半数以上を占めており、29 歳以下は 5,019 人（構成比 10.3%）となっている。

平成 12 年と比較すると、29 歳以下では 64.2%の減少となっており、若年者の確保が喫緊の課題となっている。（表 2-2）

表 2-2 山形県内建設業就業者数の推移（暦年）

	H12		H27		対H12増減		
	就業者数 (人)	構成割合 (%)	就業者数 (人)	構成割合 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	構成割合の増減ポイント
総数	73,520	—	48,903	—	▲24,617	▲33.5	—
29歳以下	14,023	19.1	5,019	10.3	▲9,004	▲64.2	▲8.8
30～39歳	10,336	14.1	9,269	19.0	▲1,067	▲10.3	4.9
40～49歳	18,235	24.8	9,335	19.1	▲8,900	▲48.8	▲5.7
50～59歳	19,204	26.1	10,285	21.0	▲8,919	▲46.4	▲5.1
60歳以上	11,722	15.9	14,995	30.7	3,273	27.9	14.8
50歳以上再掲	30,926	42.1	25,280	51.7	▲5,646	▲18.3	9.6

（出典「総務省国勢調査」） ※ 項目毎に端数処理をしているため、構成割合の計が100にならない場合がある。

【参考】

	H12		H27		対H12増減		
	就業者数 (人)	構成割合 (%)	就業者数 (人)	構成割合 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	構成割合の増減ポイント
女性就業者数	10,032	13.6	6,811	13.9	▲3,221	▲32.1	0.3

(3) 設計労務単価の推移

本県の設計労務単価（主要12職種平均）は、平成10年度から平成23年度まで低下が続いたが、平成24年度から上昇に転じた。平成27年度には全国平均を上回り、令和3年度で10年連続上昇となった。令和3年度の単価は21,816円/日で、平成20年度と比較して8,833円/日プラス、約1.7倍の高さとなっている。東北平均との比較では約97%であるが、全国的には上位4分の1の水準となっている。また、ピーク値である平成10年度単価23,882円/日との比較では2,066円/日マイナスであるが、割合にして91%まで回復するに至った。

(表3、図3)

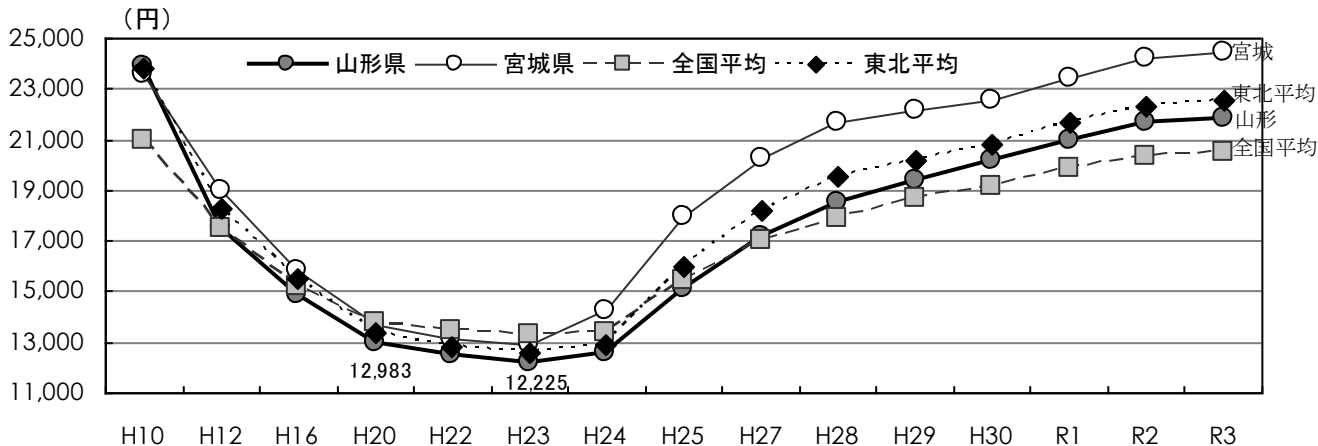
今後とも設計労務単価の適正化をはじめとする建設業従事者の所得の向上を促す取組を推進し、企業が人材への投資を行いやすい環境を整備することで、安心・安全な地域づくりの担い手である建設産業が活力を取り戻し、持続的に発展できる基盤の形成を図る。

表3 主要12職種設計労務単価の推移（国土交通省：公共工事設計労務単価）

	最高		最低									(単位：日/円)		
	H10	H20	H23	H25	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3			
山形県(A)	23,882 (H10=1.00)	12,983 (0.54)	12,225 (0.51)	15,117 (0.63)	17,142 (0.72)	18,475 (0.77)	19,367 (0.81)	20,167 (0.84)	20,983 (0.88)	21,642 (0.91)	21,816 (0.91)			
宮城県	23,555 (H10=1.00)	13,675 (0.58)	12,867 (0.55)	17,958 (0.76)	20,250 (0.86)	21,692 (0.92)	22,117 (0.94)	22,583 (0.96)	23,425 (0.99)	24,225 (1.03)	24,416 (1.04)			
東北平均(B)	23,792 (H10=1.00)	13,364 (0.56)	12,572 (0.53)	15,999 (0.74)	18,160 (0.76)	19,519 (0.82)	20,197 (0.85)	20,832 (0.88)	21,647 (0.91)	22,347 (0.94)	22,524 (0.95)			
東北平均との比較 (A) / (B)	1.00	0.97	0.97	0.94	0.94	0.94	0.96	0.97	0.97	0.97	0.97			
全国平均(C)	21,002 (H10=1.00)	13,761 (0.66)	13,328 (0.64)	15,454 (0.74)	17,043 (0.81)	17,910 (0.85)	18,634 (0.89)	19,156 (0.91)	19,853 (0.95)	20,306 (0.97)	20,501 (0.98)			
全国平均との比較 (A) / (C)	1.14	0.94	0.92	0.98	1.01	1.03	1.04	1.05	1.06	1.07	1.06			

※主要12職種：特殊作業員・普通作業員・軽作業員・とび工・鉄筋工・特殊運転手・一般運転手・型枠工・大工・左官・交通誘導員A・交通誘導員B

図3 主要12職種設計労務単価の推移



※設計労務単価の適用時期 ・H25までは、当該年の4月から適用
 ・H26からH28までは、当該年の2月から適用 ・H29以降は、当該年の3月から適用

(4) 収益性の推移

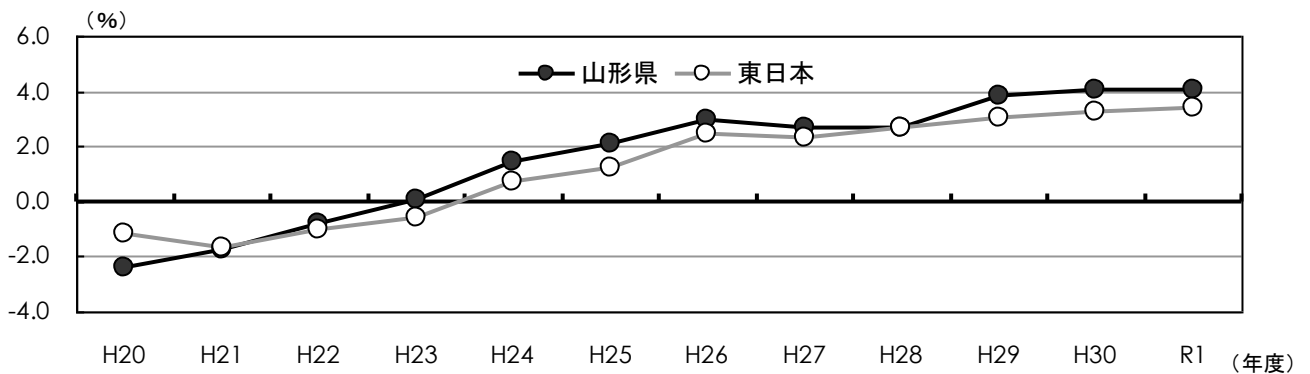
県内建設業の収益性については、平成22年度までマイナスとなっていたが、平成23年度にプラスに転じた。以降、震災復旧・復興工事の本格化や政府の緊急経済対策に加え、豪雨災害の災害復旧工事等による公共工事の増加等が要因となり、上昇基調にある。平成30年度には4.06（ピーク）まで上昇した。令和元年度は僅かに低下している。（表4、図4）

表4 建設業の収益性（売上高経常利益率）の推移（年度） (単位：%)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
東日本平均23都県	▲1.21	▲1.69	▲1.05	▲0.57	0.69	1.24	2.44	2.32	2.69	3.02	3.23	3.39
山形県	▲2.43	▲1.72	▲0.81	0.09	1.46	2.06	2.98	2.66	2.70	3.80	4.06	4.04
青森県	▲0.78	▲0.39	▲0.13	0.02	0.99	1.90	1.84	1.87	2.46	3.02	2.65	2.96
岩手県	▲1.95	▲2.89	▲1.40	0.67	2.68	2.81	4.14	3.74	3.66	3.99	4.04	3.73
宮城県	▲2.08	▲2.20	▲1.42	1.92	4.64	3.44	3.41	3.59	4.20	3.72	2.98	2.58
秋田県	▲2.36	▲1.82	▲1.07	▲0.71	0.27	1.68	2.43	2.64	3.10	3.66	3.94	3.51
福島県	▲3.04	▲2.98	▲1.76	0.69	3.63	3.82	4.50	4.46	4.56	4.03	3.37	3.22

※ 売上高経常利益率＝経常利益／売上高×100 （「建設業の財務統計指標」東日本建設業保証株式会社）

図4 建設業の収益性（売上高経常利益率）の推移



(5) 倒産件数の推移

全国及び東北地域の建設業の倒産件数は、平成16年から平成20年まではほぼ同水準で推移し、その後は減少傾向から横ばいの状況が続いてきた。

県内建設業の倒産件数は、平成18年の57件をピークに減少を続け、令和2年は平成12年以降最も少ない5件であった。

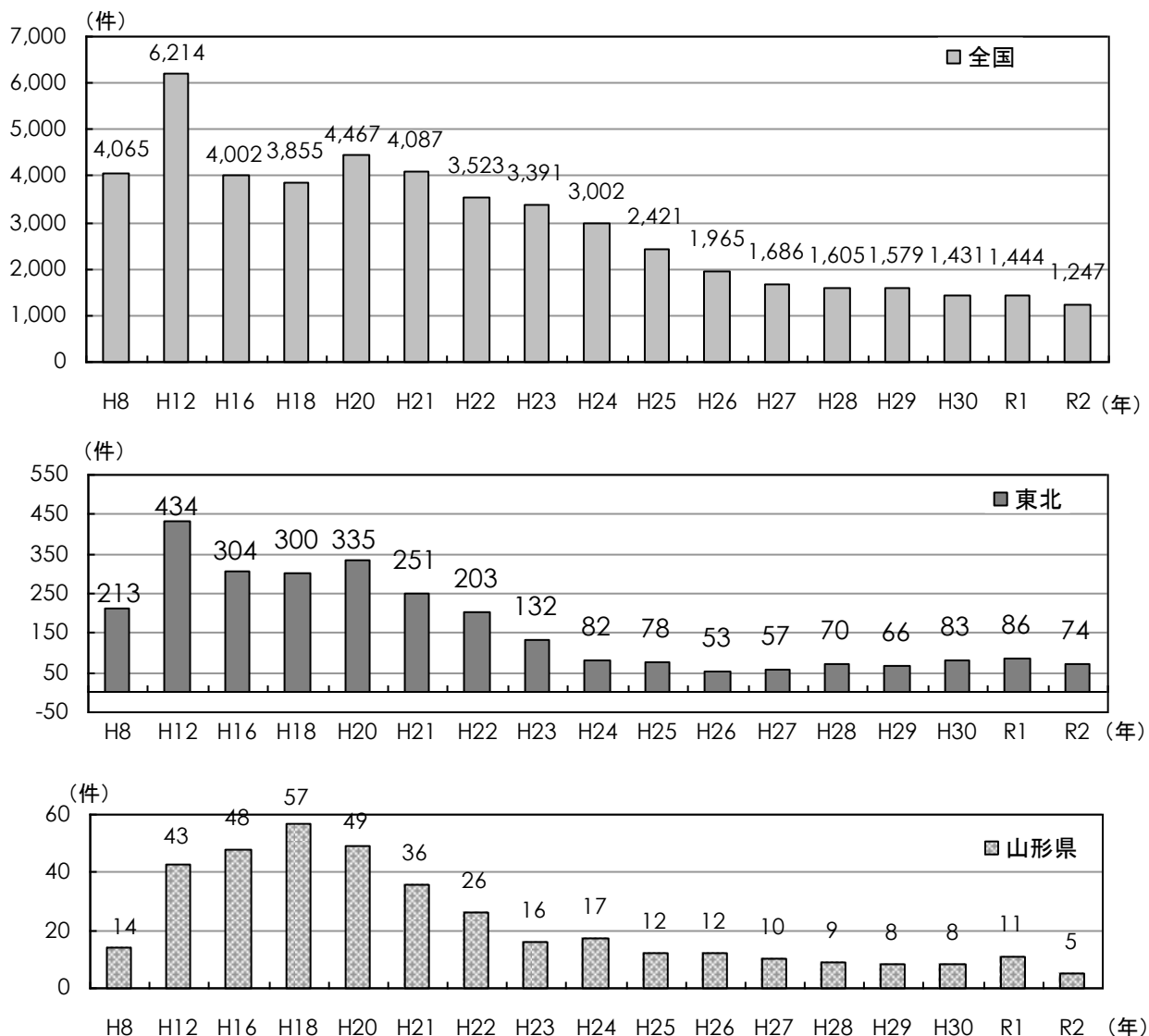
(表5、図5)

表5 建設業倒産件数の推移（暦年） (単位：件)

	H12	H16	H18	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
件数	全国	6,214	4,002	3,855	4,467	4,087	3,523	3,391	3,002	2,421	1,965	1,686	1,605	1,579	1,431	1,444	1,247
	東北	434	304	300	335	251	203	132	82	78	53	57	70	66	83	86	74
	山形県	43	48	57	49	36	26	16	17	12	12	10	9	8	8	11	5

(株式会社東京商工リサーチ調べ)

図5 建設業倒産件数の推移（暦年）



2 業界団体との意見交換会の実施

令和2年度においても、「一般社団法人山形県建設業協会」、「一般社団法人日本建設業連合会東北支部」、「一般社団法人山形県測量設計業協会」、「一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部山形県部会」、「山形県建設コンサルタント協会」、「山形県地質土壌調査業協会」及び「一般社団法人建設コンサルタント協会東北支部」と意見交換を行い、入札契約制度上の課題や各業界が抱える問題点等を把握し、入札契約制度の見直しにつなげた。主な要望事項等については、以下のとおりであった。

- ・改正品確法・建設業法・入契法を踏まえた発注について
- ・設計労務単価の適切な引上げ
- ・調査基準価格及び最低制限価格の適正な見直し
- ・発注、施工時期の平準化
- ・建設産業の働き方改革の実現

（入札契約制度の見直し内容については15頁第3章に記載）

第2章 令和2年度における入札契約制度の運用状況

1 建設工事請負関係（※予定価格250万円超）

(1) 落札率等の状況

① 落札率

建設工事の入札方法については、平成19年度から原則として一般競争入札方式により実施している。

令和2年度の落札率は96.4%で、前年度より0.2ポイント低下した。

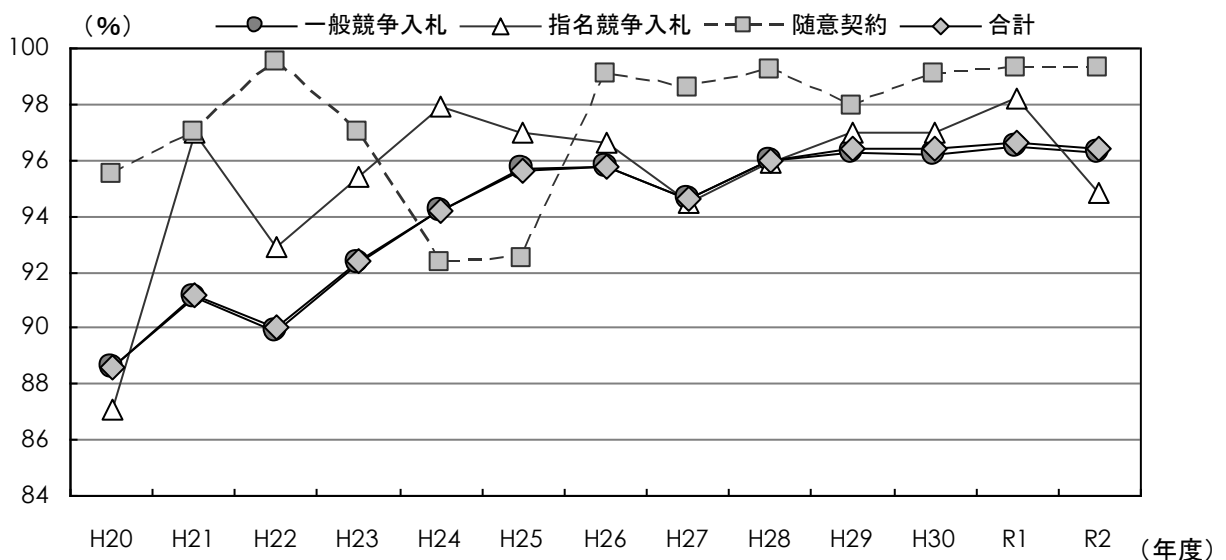
落札率の推移をみると、平成20年度に低入札価格調査制度に失格数値基準を導入したことにより上昇に転じたが、平成22年度には再び落札率が低下した。これを受けて、平成23年度に低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法について、本県独自に国土交通省の基準を上回る改正を行うとともに、総合評価落札方式における「品質等確実点」を導入した。また、平成28年度及び平成29年度の国土交通省の調査基準価格の引上げに際しては、本県独自に国土交通省の基準をさらに上回る改正を行った。こうした「過度な低価格入札」の抑制の取組により一定の効果が表れ、近年の落札率は、95%を上回る水準が継続している。（表1、図1）

表1 落札率の推移（建設工事）（全部局、予定価格250万円超、年度）

入札方法	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	(件数)
一般競争入札	88.6	91.1	89.9	92.3	94.2	95.7	95.8	94.6	96.0	96.3	96.2	96.5	96.3	(1,118)
指名競争入札	87.1	97.0	92.9	95.4	97.9	97.0	96.6	94.5	95.9	97.0	97.0	98.2	94.8	(18)
随意契約	95.5	97.0	99.5	97.0	92.3	92.5	99.1	98.6	99.2	97.9	99.1	99.3	99.3	(48)
全体	88.6	91.2	90.0	92.4	94.2	95.6	95.8	94.6	96.0	96.4	96.4	96.6	96.4	(1,184)

※ 落札率は、契約金額の合計／予定価格合計で算出

図1 入札方法別落札率の推移（建設工事）



次に、落札率別での件数は、90%超が大多数を占め、割合を見ると、令和2年度では99.4%と前年度に比べ0.2ポイント低下している。

(表2-1、図-2)

表2-1 落札率の状況(建設工事)(全部局、予定価格250万円超、年度)

〈件数〉

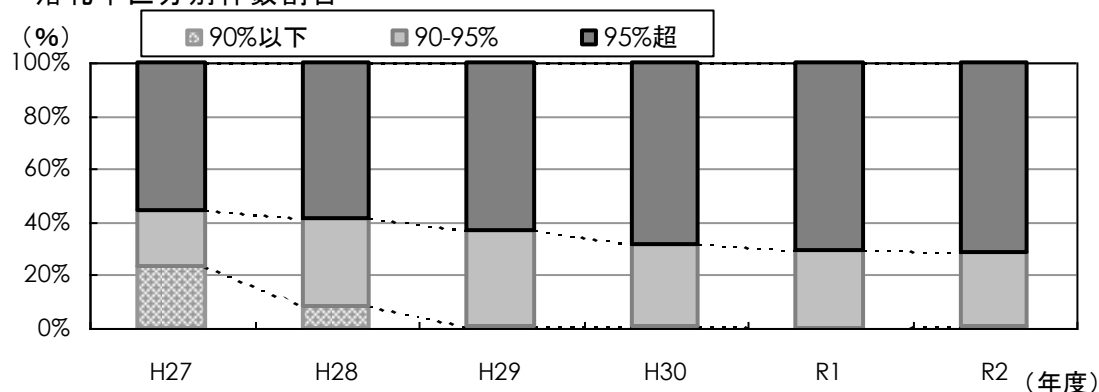
区分	60%以下	60%超 65%以下	65%超 70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超	合計	落札率 (%)
H27	0	0	0	0	2	1	242	226	582	1,053	94.6
H28	0	0	0	0	0	0	97	376	672	1,145	96.0
H29	0	0	0	1	1	1	8	370	658	1,039	96.4
H30	0	0	0	0	0	1	7	304	670	982	96.4
R1	0	0	0	0	0	0	3	348	843	1,194	96.6
R2	0	0	0	0	1	1	5	330	847	1,184	96.4

〈割合%〉

区分	60%以下	60%超 65%以下	65%超 70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超	合計
H27	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	23.0	21.4	55.3	100
	0.0			0.2		23.1		76.7		
H28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.5	32.8	58.7	100
	0.0			0.0		8.5		91.5		
H29	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.8	35.6	63.3	100
	0.0			0.2		0.9		98.9		
H30	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.7	31.0	68.2	100
	0.0			0.0		0.8		99.2		
R1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	29.1	70.6	100
	0.0			0.0		0.3		99.7		
R2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.4	27.9	71.5	100
	0.0			0.1		0.5		99.4		

※ 割合は、各区分ごとに端数処理するため、合計と合わない場合がある。

図2 落札率区分別件数割合



② 一般競争入札への平均参加業者数

(※入札辞退、未入札等により札入れをしていない業者を除く。)

県土整備部の一般競争入札への参加業者数は、一般競争入札を全面導入した平成20年度から減少を続けていたが、一件当たりの平均数は、令和2年度では3.2者となっている。(表2-2)

表 2 - 2 平均参加業者数の状況（年度）

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
7.9 者	7.5 者	7.5 者	6.6 者	4.8 者	3.9 者	3.3 者	4.1 者	3.6 者	3.3 者	3.2 者	2.8 者	3.2 者

（2）不調・不落の発生状況

令和 2 年度の県土整備部における入札時不調・不落発生件数は 78 件（発生率 9.3%）で、前年度と比較して 54 件（4.7 ポイント）減少している。

（表 3、図 3）

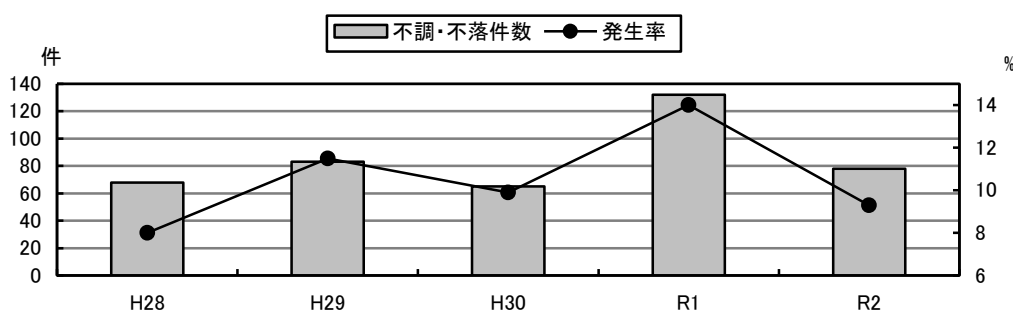
発生した不調・不落案件については、工期の見直し、関連事業など複数の工区をまとめるロットの大型化や、複数業者に見積書の提出を求め妥当性を確認した上で積算を行う見積活用方式の試行などの工夫により、再発注し契約に至っている。

今後も県内業者の持つ施工能力を十分に活用し、年度末等の特定の時期に工事が集中すること等による不調の発生を防ぐため、工事の早期発注や余裕期間制度、債務負担行為の活用など、年間を通じた工事量の平準化に努めていく。

表 3 不調・不落の発生状況（建設工事）〈県土整備部、予定価格 250 万円超、随意契約を除く、年度〉

	H28	H29	H30	R1	R2
入札件数	845	723	657	944	843
不調・不落件数	68	83	65	132	78
うち不調	40	59	50	102	62
うち不落	28	24	15	30	16
発生率(%)	8.0	11.5	9.9	14.0	9.3

図 3 不調・不落の発生状況の推移〈県土整備部、予定価格 250 万円超。随意契約を除く。〉



（3）県内業者受注率の状況

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで 97.0%と前年度に比べ 0.4 ポイント低下し、また、当初契約金額ベースでは 95.2%と同じ率となった。

令和 2 年度については、前年度に引き続き防災、減災、国土強靱化に係る工事の発注件数が多い傾向にあり、また、1 件当たりの発注金額は上昇している。（表 4 - 1、表 4 - 2）

表 4 - 1 県内業者の受注率【件数ベース】（建設工事）（全部局、予定価格 250 万円超、年度）
（件、％）

入札方式	H28		H29		H30		R1		R2	
	県内受注件数	県内受注率	県内受注件数	県内受注率	県内受注件数	県内受注率	県内受注件数	県内受注率	県内受注件数	県内受注率
一般競争入札	1,074	96.7%	957	94.9%	903	97.0%	1,143	97.4%	1,085	97.0%
指名競争入札	10	100.0%	13	86.7%	15	100.0%	13	100.0%	18	100.0%
随意契約	21	87.5%	11	68.8%	33	91.7%	7	87.5%	45	93.8%
全体	1,105	96.5%	981	94.4%	951	96.8%	1,163	97.4%	1,148	97.0%

表 4 - 2 県内業者の受注率【当初契約金額ベース】（建設工事）（全部局、予定価格 250 万円超、年度）
（百万円、％）

入札方式	H28		H29		H30		R1		R2	
	県内受注金額	県内受注率	県内受注金額	県内受注率	県内受注金額	県内受注率	県内受注金額	県内受注率	県内受注金額	県内受注率
一般競争入札	44,142	78.1%	40,506	85.2%	38,965	90.6%	59,231	95.2%	71,695	96.3%
指名競争入札	34	100.0%	71	5.3%	56	100.0%	51	100.0%	74	100.0%
随意契約	157	93.3%	72	61.4%	219	6.6%	42	93.8%	688	42.9%
全体	44,334	78.1%	40,649	83.0%	39,240	84.6%	59,323	95.2%	72,457	95.2%

（４）品質の確保に関する状況

① 工事成績評定点

本県では、請負業者の適正な選定や指導・育成、工事の品質向上に資することを目的に、原則として、1 件の当初設計金額が 500 万円を超える建設工事を対象に、工事成績評定点を算出している。

当該評定の令和 2 年度における県全体の平均点は、82.0 点となっており、前年度に比べ 0.5 点上昇した。

また、評定点と落札率との関係については、落札率の違いにより工事成績の大きな違いは見られない。（表 5 - 1、表 5 - 2）

表 5 - 1 工事成績評定点の推移（建設工事）（全部局、当初契約金額 500 万円超、年度）
（単位：点、件）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
評定点	78.1	78.9	79.4	80.2	80.5	81.2	81.5	82.0
件数	1,042	1,206	901	888	905	834	978	1,020

表 5 - 2 落札率区分別工事成績評定点（建設工事）（全部局、年度）

落札率 年度	65%以下	70%以下 65%超	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	合計
R1(評定点)	-	-	-	-	-	81.8	81.3	81.6	81.5
R2(評定点)	-	-	-	-	-	85.0	81.9	82.0	82.0
R2(件数)	-	-	-	-	-	1	295	724	1,020

② 総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点

県土整備部では、価格と品質の2つの基準で評価する総合評価落札方式を実施しており、対象とする建設工事の設計金額は1,000万円以上としている。

令和2年度の工事成績評定の平均点は、総合評価落札方式の方が82.6点と最低価格落札方式より1.5点高くなっている。(表6)

表6 総合評価落札方式の状況(建設工事)(全部局、予定価格500万円超、年度)
(単位:件、%、点)

落札方式	件数	平均落札率 (%)	平均評定点
総合評価落札方式	574 (522)	96.6 (96.8)	82.6 (82.3)
最低価格落札方式	446 (456)	96.3 (96.6)	81.1 (80.7)
全体	1,020 (978)	96.7 (96.7)	82.0 (81.5)

※ () 内は前年度の数値

③ 低入札価格調査制度の運用

令和2年度において、調査基準価格を下回った低入札発生件数は、県土整備部で8件(発生率2.1%)と例年同様に低い割合となった。(表7)

表7 低入札価格調査制度における調査実績(建設工事、年度)

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
県土整備部	基準価格設定数	421	435	386	322	362	315	257	391	382
	低入札発生件数 (発生率%)	3 (0.7)	4 (0.9)	7 (1.8)	1 (0.3)	7 (1.9)	10 (3.2)	4 (1.6)	4 (1.0)	8 (2.1)
	低入札落札件数	2	1	2	0	5	7	1	0	3
全県	低入札発生件数	7	4	7	3	14	13	7	8	12
	低入札落札件数	3	1	2	0	9	9	3	3	6

2 建設工事関連業務委託関係（※予定価格 100 万円以下の業務委託を除く。）

（1）落札率の状況

建設工事関連業務委託に関して、本県では指名競争入札を原則としているが、平成 30 年度から一般競争入札を試行的に導入し、令和 2 年度の一般競争入札実施件数は全体の約 13% となっている。

令和 2 年度の落札率は、指名競争入札、一般競争入札ともに 80% 台後半となっており、全体の落札率は 88.7% と前年度に比べ 2.4 ポイント上昇している。（表 8-1、図 4）

落札率別での件数は、令和 2 年度では、80% 超で大多数を占めている。

（表 8-2）

表 8-1 落札率の推移（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格 100 万円超、年度）

（単位：％、件）

入札方法	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	（件数）
一般競争入札	—	73.5	86.5	82.9	88.6	87.5	98.0	94.5	92.6	91.4	89.4	87.9	88.7	（116）
指名競争入札	79.6	82.5	82.4	84.9	86.2	87.5	85.7	85.2	86.9	86.0	84.7	84.8	86.1	（652）
随意契約	97.1	94.6	94.6	96.3	96.8	97.3	97.3	96.9	98.4	97.2	99.4	99.1	99.6	（137）
全体	81.2	84.1	84.1	85.5	86.7	88.4	87.6	86.0	88.0	87.1	88.0	86.3	88.7	（905）

図 4 入札方法別落札率の推移（建設工事関連業務委託）

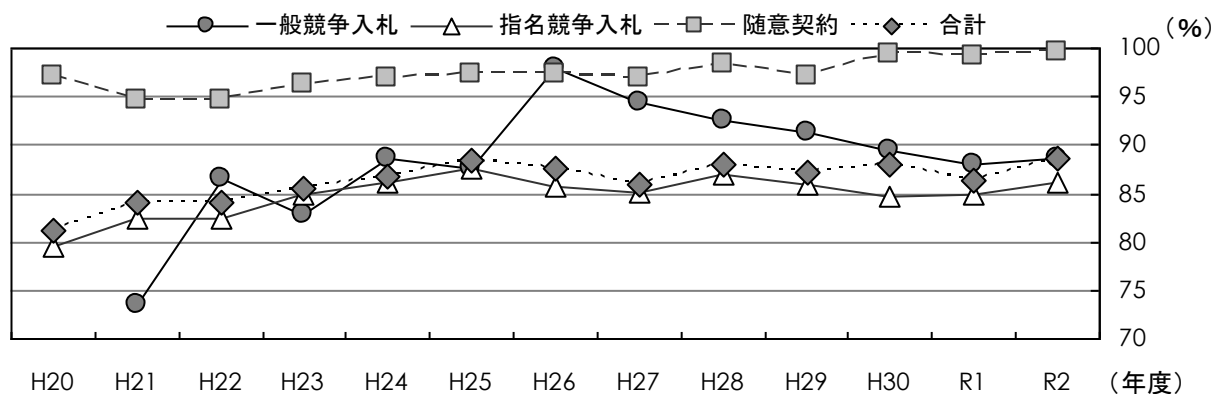


表 8-2 落札率の状況（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格 100 万円超、年度）

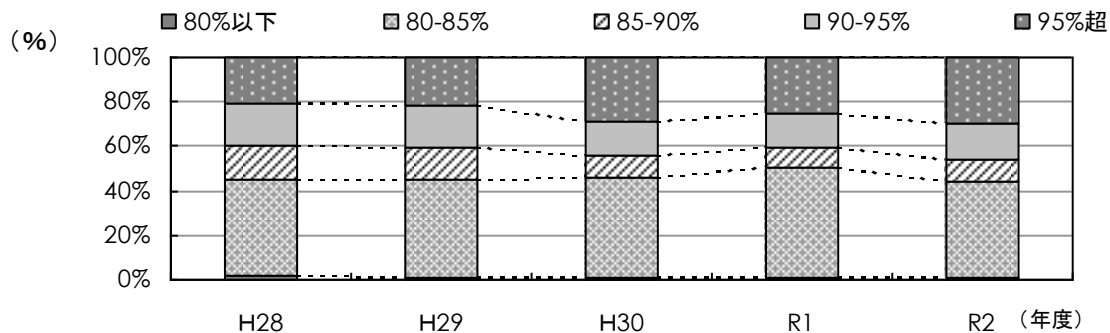
〈件数〉

区分	60%以下	60%超 65%以下	65%超 70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超	合計	落札率 （%）
H28	1	0	0	7	8	298	109	135	143	701	88.0
H29	0	0	0	1	2	283	93	118	137	634	87.1
H30	0	0	2	1	4	340	76	121	218	762	88.0
R1	0	0	2	0	3	394	72	122	197	790	86.3
R2	1	1	2	1	5	386	95	144	270	905	88.7

〈割合％〉

区分	60%以下	60%超	65%超	70%超	75%超	80%超	85%超	90%超	95%超	合計
	65%以下	70%以下	75%以下	80%以下	85%以下	90%以下	95%以下			
H28	0.1	0	0	1.0	1.1	42.5	15.6	19.3	20.4	100
	0.1			2.1		58.1		39.7		
H29	0	0	0	0.2	0.3	44.6	14.7	18.6	21.6	100
	0			0.5		59.3		40.2		
H30	0	0	0.3	0.1	0.5	44.6	10.0	15.9	28.6	100
	0.3			0.6		54.6		44.5		
R1	0	0	0.3	0	0.4	49.9	9.1	15.4	25.0	100
	0.3			0.4		59.0		40.4		
R2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.6	42.7	10.5	15.9	29.8	100
	0.4			0.7		53.2		45.7		

図5 落札率区分別件数割合（建設工事関連業務委託）



（2）県内業者受注率の状況

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースでは76.5%と1.3ポイント、契約金額ベースでは66.1%となっており、前年度に比べて1.6ポイント上回った。

令和2年度について、前年度に比べ発注金額が大きく、かつ、防災関連や災害に係る業務の発注が増加したことから、前年度よりも県内受注金額、受注率ともに上昇した。（表9-1、表9-2）

表9-1 県内業者の受注率【件数ベース】（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格100万円超、年度）

（単位：％）

入札方式	H28		H29		H30		R1		R2	
	県内受注件数	県内受注率	県内受注件数	県内受注率	県内受注件数	県内受注率	県内受注件数	県内受注率	県内受注件数	県内受注率
一般競争入札	42	79.2%	67	97.1%	429	78.2%	88	87.1%	95	81.9%
指名競争入札	452	73.9%	387	71.7%	429	78.2%	438	71.3%	483	74.1%
随意契約	29	76.3%	17	68.0%	90	77.6%	68	90.7%	114	83.2%
全体	523	74.5%	471	74.3%	574	75.3%	594	75.2%	692	76.5%

表9-2 県内業者の受注率【当初契約金額ベース】（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格100万円超、年度）
（百万円）

入札方式	H28		H29		H30		R1		R2	
	県内受注金額	県内受注率	県内受注金額	県内受注率	県内受注金額	県内受注率	県内受注金額	県内受注率	県内受注金額	県内受注率
一般競争入札	435	72.3%	775	96.0%	638	96.0%	1,202	76.7%	1,470	74.4%
指名競争入札	2,523	59.0%	2,453	60.6%	2,792	60.6%	3,059	59.2%	3,935	62.2%
随意契約	218	69.8%	58	44.5%	1,033	44.5%	396	81.8%	1,236	70.5%
全体	3,176	61.2%	3,286	65.9%	4,463	65.9%	4,656	64.5%	6,641	66.1%

（3）品質の確保に関する状況

① 委託業務成績評定点の状況

建設工事と同様の目的により、原則として1件の当初設計金額が200万円を超える委託業務等を対象に成績評定点を算出している。当該評定の令和2年度における県全体の平均点は、82.5点と、前年度と同様であった。また、落札率との関係においては、低い落札率であっても評定点が平均を大きく下回るような案件は見られない。（表10-1、2）

表10-1 業務成績評定点の推移（年度）（単位：点、件）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
評定点	80.1	80.7	80.9	81.3	82.2	82.1	82.5
件数	717	457	493	521	593	737	671

表10-2 落札率区別業務成績評定点（年度）

落札率 年度	65%以下	70%以下 65%超	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	合計
R1(評定点)	-	80.0	-	81.0	82.1	82.0	81.9	82.2	82.1
R2(評定点)	-	81.0	84.0	82.5	82.2	83.0	82.4	82.8	82.5
R2(件数)	-	2	1	4	279	68	97	220	671

② 低入札価格調査制度の運用

平成26年5月から低入札価格調査制度対象の委託業務の設計金額を700万円以上から1,000万円以上に引き上げている。また、県土整備部においては、平成27年10月から当該設計金額を3,000万円以上とする試行を実施中である。

令和2年度における低入札価格調査発生件数は、県全体で13件（うち県土整備部で2件）となっている。（表11）

表 11 低入札価格調査制度における調査実績（建設工事関連業務委託）

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
県土整備部	基準価格設定数	85	19	37	68	73	35
	低入札発生件数 (発生率%)	15 (17.6)	5 (26.3)	1 (2.7)	2 (2.9)	4 (5.5)	2 (5.7)
	低入札落札件数	8	3	0	2	4	0
全県	低入札発生件数	23	15	16	13	17	13
	低入札落札件数	12	6	11	8	15	6

③ 非指名措置の状況

過度な低価格入札を抑止するため、平成 22 年 5 月から、過度な低価格入札による失格を繰り返す者に対し、失格回数に応じて非指名期間を設定する措置を導入している。

導入後の検証結果などから、非指名の機動的な対応や失格回数に応じた非指名期間の設定などの改正を平成 25 年度に実施した結果、失格業者数、非指名業者数ともに減少している。（表 12）

表 12 非指名措置の状況（建設工事関連業務委託）

<失格業者数>

(単位：者)

年度	失格回数		年計
	1 回	2 回以上	
H24	14	15	29
H25	16	5	21
H26	18	3	21
H27	12	4	16
H28	15	2	17
H29	10	1	11
H30	6	2	8
R1	15	1	16
R2	24	2	26

<非指名業者数>

(単位：者)

年度	非指名期間					年計
	1 箇月	2 箇月	3 箇月	4 箇月	5 箇月	
H24	6	10	2	1	1	20
H25		3	2			5
H26		5	2			7
H27		4				4
H28			1	1	1	3
H29		2				2
H30		4				4
R1		1				1
R2		2				2

第3章 令和2年度及び3年度における入札契約制度の主な見直し

I 令和2年度における見直し事項

公正な競争等を前提としながら、「品質」及び「適正な競争」を確保しつつ、建設業者等の適正な利益が確保され、工事の安全や企業の技術の蓄積と研鑽に繋がる入札契約制度となるよう、令和2年度において以下の見直しを行い、改善を図った。

1 建設工事請負に関する見直し

(1) 災害復旧工事の実績の評価〔令和2年7月〕

被災した公共土木施設の迅速・確実な復旧を図るため、総合評価落札方式において、過去2年度における県公共土木施設の災害復旧工事の実績を3段階（2件以上、1件、なし）で評価する項目を追加し、地域貢献として評価を行った。

(2) 道路除雪業務の実績の評価〔令和2年7月〕

冬期間の道路除雪体制の確保を図るため、総合評価落札方式において、過去2年度に県が発注した道路除雪業務の元請又は下請としての実績の有無を評価項目に追加し、地域貢献として評価を行った。

(3) 余裕期間制度*の本格実施〔令和2年7月〕

平成28年11月から工事の平準化の取組として試行導入している余裕期間制度について、余裕期間の範囲を拡大するとともに、余裕期間制度の活用を標準とした。

※発注者が提示する一定の期間の範囲内で、受注者が工事の始期を任意に設定できる制度

2 建設工事関連業務委託に関する見直し

(1) 災害復旧関係業務委託の実績の評価〔令和2年7月〕

短期間での測量・設計業務の履行を促し、被災した県公共土木施設の迅速・確実な復旧を図るため、総合評価落札方式において、過去2年度における県公共土木施設の災害復旧に関する業務の実績を3段階（合計受注額1,500万円以上、1,500万円未満、なし）で評価する項目を追加し、地域貢献として評価を行った。

(2) 業務顕彰歴の評価〔令和2年7月〕

建設工事と同様に企業の技術力を適正に評価し、業務の品質向上、並びに県内企業の受注を促進するため、総合評価落札方式において、過去2年

度における県優良業務顕彰歴を評価項目に追加した。

3 建設工事請負及び建設工事関連業務委託に共通する見直し

(1) 災害等緊急時の応急復旧工事等の円滑化〔令和2年4月〕

災害等緊急時における随意契約の適用範囲、大規模・同時発災時の指揮系統、建設業団体等への出動要請や連携方法の明確化を図るため、災害等発生時における契約や業者選定等の運用方針の見直しを行った。

(2) 災害協定等の締結の評価〔令和2年7月〕

各企業における災害発生時の確実な応急体制の構築と災害対応への備えを適正に評価するため、総合評価落札方式において、「災害協定に基づく活動」について、「県との災害協定等の締結」をもって評価するよう見直しを行った。

(3) 発注見通しの公表時期の追加〔令和2年7月〕

これまで年5回（4月、6月、8月、10月、1月）としていた公表時期に3月公表を追加し、年6回とした。

II 令和3年度における見直し事項

令和3年度においては、2年度における山形県公共調達評議委員会での審議等を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

1 建設工事請負に関する見直し

(1) 地域精通企業評価型の実施〔令和3年7月〕

災害発生等緊急時においては、応急復旧対応等を迅速かつ円滑に行う必要があり、地域に精通した建設事業者の育成のため、総合評価落札方式において①から②の評価を行う。

- ① 指定市町村内への主たる営業所の有無を評価項目として加え、地域貢献として評価する。
- ② 企業の能力・技術者の能力の評価項目として、通常、「工種」「規模」で評価を行うが、地域精通企業評価型総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）においては、指定工種工事の施工実績の有無のみにより評価を行う。

2 建設工事関連業務委託に関する見直し

(1) 地すべり調査解析業務における共同設計方式の試行〔令和3年7月〕

災害時等緊急時における即時対応能力のある地域に精通した事業者の育成を図るため、地すべり調査等解析業務委託において、共同設計方式を試

行し、県内の事業者へのノウハウや技術等の移転を促進する。

(2) 地質調査業務委託における総合評価落札方式の試行〔令和3年7月〕

測量・調査・設計業務等建設工事関連業務委託においては、近年、少ない積算項目、事業者の積算能力の向上が要因となり、くじ引きによる落札決定の増加がみられる。中でも、地質調査業務においては特にくじ引きの発生率が高いことから、地質調査業務において、品質の確保及び事業者の適切な評価の観点から総合評価落札方式を試行的に導入し、くじ引きによる落札決定の縮減を図る。

3 建設工事及び建設工事関連業務委託に共通する見直し

(1) 工事価格等の積算における端数処理の見直し〔令和3年10月〕

これまで千円単位で行っていた工事価格等の算定における端数処理を、万円単位に、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の端数処理においては、円単位から万円単位に見直しを行い、国の取扱いに準拠したものとする。

4 経緯

※数値は、特に注釈のあるものを除き県土整備部（平成21年度以前は土木部）関係のみ。

	～平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
法令等			H13.04 入札契約適正化法施行	H15.01 官製談合防止法施行			
談合事件		H13年1月最上地方における農業土木工事に公取立入調査（業界談合）			H15年9月置賜地方における測量、土木コンサルタント等業務に公取立入調査（業界談合）	H16年10月東北地方整備局等が発注した鋼橋上部工事関係の70社に独禁法違反で立入調査	
改善推進組織				山形県入札制度改善委員会設置（庁内組織）			
競争性の確保（公正・公平）	一般競争入札	H7年度WTO案件に導入。 10億円以上の土木工事、15億円以上の建築工事を一般競争入札とする。	1億円以上の工事に条件付一般競争入札の導入（4千万円以上についても実施可能）	4千万円以上の工事に条件付一般競争入札の拡大（1千万円以上についても実施可能）			
	地域要件、格付け等			県内全域からの応札を3億円以上から1億円以上に拡大	主観点数に工事成績評価等技術力のウェイト引き上げ	JV対象工事に単体業者が参加する混合入札とする	
	指名競争入札		意向確認型指名競争入札の廃止と公募型の拡大	指名業者数を12業者に拡大、指名業者名は落札決定後に公表	指名理由書の作成要領を制定		業務委託の指名選定基準の制定
透明性の確保	監視機能	入札監視委員会の設置（契約金額2千万円以上・発注予定1億円以上の建設工事）				測量、設計等業務委託（契約金額500万円以上）を審査事項に追加	
	予定価格	H11年5月から250万円超工事について事後公表		250万円超の建設工事全てについて事前公表			
	積算内訳書	閲覧による積算内訳の事後公表の実施		入札時に提出義務化、積算基準、設計単価公表		内訳書の審査要領を制定し、審査手法を統一化	
	契約情報等公開	H10年9月経営事項審査結果公表		発注見通し、指名選定理由、契約書等の公開	工事成績、低入札基準価格、最低制限価格の公表	測量等業務委託も指名理由、予定価格を公表（事後）	
	電子入札等					H15年11月試行	
品質の確保	低入札価格調査制度	H9年WTO案件に導入 H11公募型、意向確認型指名競争入札にも適用	2億円を超える建設工事を対象とする	設計金額4千万円以上の建設工事に導入	設計金額4千万円未満の建設工事に「最低制限価格制度」を導入	低入札コスト調査により完成時のコスト構造分析開始	失格判断基準・調査方法の改善、業務委託設計金額700万円以上に導入、技術者の増員義務付け（H17年1月～）
	低入札対象工事件数			410	307	299	276
	低入札調査件数			26	26	26	40
	発生率			6.3%	8.5%	8.7%	14.5%
	多様な入札・契約方式	入札時VE方式試行	契約後VE方式試行			PFI事業の実施、業務委託に係るプロポーザル方式の試行	総合評価落札方式の試行
	工事成績評定					要領を改正し評価の厳格化	
	評定平均点の推移					（土木・農林全体）→	73.8
不正の排除	指名停止措置機関						
	指名停止期間		談合、贈賄を定めている期間の2倍とする				
	損害賠償予約条項				契約約款に10%を設定（建設工事）	契約約款に10%を設定（委託業務）	
	コンプライアンス						
	元請下請関係			指導要領策定	元請下請調査88件	89件	97件
	談合情報等対応		現場説明会廃止				マニュアルの統一化
	談合情報の推移		1	4	2	5	7
県内の建設投資額(億円)	H8ピーク 9,601	8,062	7,086	5,976	5,355	4,918	
建設業許可業者数(年度末)	(H11) 5,832	5,806	5,713	5,637	5,720	5,767	
建設業倒産件数(暦年)	(H11) 35	43	42	52	48	48	
建設工事落札率(指名)		96.0%	94.6%	94.6%	93.5%	93.2%	
建設工事落札率(一般)		-	92.9%	92.7%	92.9%	91.2%	
建設工事落札率(計)		96.0%	93.6%	93.0%	93.0%	91.4%	

4 経緯

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
法令等	H17.04 品確法施行、 H18.01 改正独禁法施行	H18.12 知事会指針		H20.07 県公共調達基本 条例施行			
談合事件		H18年4月市民オンブ ズマンが鋼橋上部工事 の談合について損害賠 償請求を怠っていると 県を提訴	H19年3月置賜管内測 量等談合に係る損害賠 償請求の訴えを提起				
改善推進組織			H19年10月山形県公共調 達改善委員会設置（外 部委員組織）	H20年12月山形県公共調 達評議委員会設置（外 部委員組織）			
競争性の確保 （公正・公平）	一般競争入札		250万円超1千万未満の 工事について4月から 一部、H20年1月から 原則全面实施。事務軽 減のため事後審査方式 導入				
	地域要件、格付け 等	入札条件に工事成績や 技術者の施工実績を設 定	応札可能業者は原則20 者以上を確保する。主 観点数に企業の社会性 評価を導入		土木一式の発注基準及 び建設工事の地域要件 に係る金額区分を一部 改正		
	指名競争入札		指名業者数を拡大				
透明性の確保	監視機能		指名停止措置の再苦情 処理、談合情報の審査 （1億円以上）を追加				
	予定価格		事後公表の試行（H20年 1～3月）	事後公表の試行（H20年 10～H21年3月）	事後公表の試行（H21年 6～）	事後公表の試行継続 （H22年4月～）	
	積算内訳書						
	契約情報等公開		個々の入札結果をホー ムページ上で公開（H 19年3月～）				
	電子入札等		本格実施	質問・回答の電子化		電子閲覧の本格実施	
品質の確保	低入札価格調査制度		（業務委託設計金額700 万円未満に最低制限価 格制度試行導入）	建設工事・業務委託と も失格数値基準を導入 （H20年6月30日～）、 調査基準価格の引き上 げ（H21年1月26日～）	建設工事の調査基準価 格引き上げ、建設工 事・業務委託とも失格 数値基準・最低制限価 格を引き上げ（H21年6 月1日～）	建設工事における現場 代理人と配置技術者の 兼務禁止、及び業務委 託の入札で失格を繰り 返す業者に対する、非 指名措置制度を導入 （H22.5.1～）	
	低入札対象工事件数	208	218	245	296	440	374
	低入札調査件数	20	19	23	21	37	50
	発生率	9.6%	8.7%	9.4%	7.1%	8.4%	13.4%
	多様な入札・契約方式	契約後VEの実施、総 合評価落札方式簡易I 型実施（H18年1月～）		総合評価落札方式簡易 II型実施	地域貢献活動を評価項 目として設定可能に （簡易II型）	簡易I型とII型は地域 貢献活動の評価項目設 定を必須に、標準型で も可能にして、本格実 施	設計金額4000万円以 上、原則全面实施。地 域貢献活動の評価対象 項目を拡大。（H22年4 月）事後審査方式の試 行（H22年7月）
	工事成績評定	工事成績、技術者の施 工実績を入札条件に設 定					
評定平均点の推移	74.6	75.3	75.6	75.8	76.5	76.7	
不正の排除	指名停止措置機関		県機関（病院、企業 局）の一本化				
	指名停止期間		贈賄、独禁法違反行 為、入札妨害及び談合 について期間延長				
	損害賠償予約条項		違約金特約条項改正 （20%）				
	コンプライアンス		内部通報制度施行	山形県職員倫理規程施 行（H20年1月～）		公共調達スキルアップ プログラムの施行	
	元請下請関係	92件	82件	80件	80件	80件	80件
	談合情報等対応						
	談合情報の推移	1	8	2	4	0	4
県内の建設投資額（億円）	4,816	4,928	4,220	3,819	3,896	3,346	
建設業許可業者数（年度末）	5,579	5,408	5,184	5,115	5,083	4,940	
建設業倒産件数（暦年）	37	57	53	49	36	26	
建設工事落札率（指名）	92.4%	92.5%	90.4%	87.1%	97.0%	92.9%	
建設工事落札率（一般）	90.5%	88.2%	86.3%	88.6%	91.1%	89.9%	
建設工事落札率（計）	90.6%	88.5%	86.6%	88.6%	91.2%	90.0%	

4 経緯

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法令等					H26.06改正品確法、改正建設業法、改正入契法施行	発注関係事務の運用に関する指針	
談合事件							
改善推進組織							
競争性の確保 (公正・公平)	一般競争入札						
	地域要件、格付け等	土木一式の発注基準及び建設工事の地域要件に係る金額区分を一部改正					
	指名競争入札						
透明性の確保	監視機能						
	予定価格	事後公表の試行継続 (H23年4月～)	事後公表の試行継続 (H24年4月～)	事後公表の試行継続 (H25年4月～)	事後公表の試行継続 (H26年4月～)	原則事後公表の暫定実施 (H27年7月～)	
	積算内訳書						
	契約情報等公開					業務委託の発注見通しの公表を試行 (H27年4月～)	業務委託の発注見通しの公表の試行の改正 (H28年4月～)
	電子入札等						
品質の確保	低入札価格調査制度	建設工事の調査基準価格引き上げ、建設工事・業務委託とも失格数値基準・最低制限価格を引き上げ (H23年5月1日～)	・土木コンサルタント業務の調査基準価格および失格数値基準の引き上げ (H24年5月1日～) ・「非指名」措置等の検証と見直しの検討	業務委託における失格を繰り返す者に対する「非指名」措置の改正・強化 (H25年4月～)	業務委託における低入札価格調査対象設計金額の引上げ (H26年5月～)	業務委託における低入札価格調査対象設計金額及び最低制限価格対象設計金額の引上げ (H27年10月～県土整備部試行)	・建設工事及び建設工事関連業務委託の調査基準価格引上げ (H28年4月～・H28年7月～) ・建設工事関連役務への最低制限価格制度の適用 (H28年4月～)
	低入札対象工事件数	481	421	435	386	322	362
	低入札調査件数	10	3	4	7	1	7
	発生率	2.1%	0.7%	0.9%	1.8%	0.3%	1.9%
	多様な入札・契約方式	・技術点に「品質等確実点」を導入 ・事後審査(簡易II型)対象工事の範囲を拡大	・総合評価落札方式の建設工事における評価項目の拡充 ・土木コンサルタント業務の県土整備部における総合評価落札方式の試行 ・建設工事関連業務委託の県土整備部における県内業者優先指名競争入札の試行	・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象期間の延長 ・土木コンサルタント業務における総合評価の試行基準(価格点)の一部改正 (H25年5月)	・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象機関の拡大 (H26周知、H27～) ・県との災害協定に基づく活動実績の評価見直し ・土木コンサルタント業務における総合評価の対象設計金額の変更、価格点の評価方法の追加、事後審査方式の導入	・若手技術者育成モデル工事の試行 (H27年7月～) ・予定価格の見積り活用方式の試行 (H27年5月～) ・業務委託の総合評価の試行対象業務を拡大 (H27年7月～)	・総合評価落札方式における地域貢献度の見直し、工事成績評定にかかる評価対象範囲の見直し (H28年7月～) ・業務委託における総合評価落札方式の本格実施 (H28年7月～) ・余裕期間制度の試行 (H28年11月～県土整備部試行)
	工事成績評定						
評定平均点の推移	77.0	77.5	78.1	78.9	79.4	80.2	
不正の排除	指名停止措置機関						
	指名停止期間			不当な情報提供要求があったと認められた場合、指名停止とする。			
	損害賠償予約条項						
	コンプライアンス		・建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供等要求等対応要領の整備	不当な情報要求対応要領制定 (H25年4月～)			
	元請下請関係	80件	80件	80件	60件	55件	50件
	談合情報等対応						
	談合情報の推移	3	3	1	2	1	1
県内の建設投資額(億円)	3,375	3,576	4,637	4,479	4,384	4,675	
建設業許可業者数(年度末)	4,783	4,720	4,728	4,755	4,747	4,702	
建設業倒産件数(暦年)	16	17	12	12	10	8	
建設工事落札率(指名)	95.4%	97.9%	97.0%	96.6%	94.5%	95.9%	
建設工事落札率(一般)	92.3%	94.2%	95.7%	95.8%	94.6%	96.0%	
建設工事落札率(計)	92.4%	94.2%	95.6%	95.8%	94.6%	96.0%	

4 経緯

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法令等				R1.06改正品確法、改正建設業法、改正入契法成立、一部施行	
談合事件					
改善推進組織					
競争性の確保 (公正・公平)	一般競争入札		・H30年7月から入札参加資格の事後審査方式の対象とする金額要件の撤廃し原則事後審査 ・業務委託において、条件付き一般競争入札の試行		
	地域要件、格付け等	総合支庁管内を地域要件とする範囲を設計金額3千万円以上5億円未満に引上げ			
	指名競争入札				
透明性の確保	監視機能				
	予定価格				
	積算内訳書				
	契約情報等公開	工事の発注通しの公表の改正 (H29年4月～)			工事の発注通しの公表の改正 (R3年3月～) 公表回数年5回→6回
	電子入札等				
品質の確保	低入札価格調査制度	建設工事の調査基準価格引上げ (H29年6月1日～)			
	低入札対象工事件数	315	257	391	382
	低入札調査件数	10	4	4	8
	発生率	3.2%	1.6%	1.0%	2.1%
	多様な入札・契約方式	・総合評価落札方式(工事)における「専任補助者評価型」の廃止 (H29年4月～) ・総合評価落札方式(工事)における「ICTの活用等」評価項目の追加 (H29年4月～) ・総合評価落札方式(業務委託)の評価値算定に「品質等確実点」を導入 (H29年7月～) ・総合評価落札方式(業務委託)の対象業務を拡大 (H29年7月～)	・総合評価落札方式(工事)における「ICT活用工事」に「舗装工事」を追加、「女性技術者の評価」を追加、「インターンシップ等の評価」を追加、「工事成績評定点の配点基準の見直し」(H30年7月～) ・総合評価落札方式(業務委託)における対象の拡大「500万円以上」へ、「若手・女性技術者の評価」の追加、「インターンシップの評価」の対象拡大、「業務成績評定点の配点基準の見直し」(H30年7月～)	・総合評価落札方式(工事)における「災害協定等に基づく活動・地域ボランティア等の活動に係る評定点の見直し」、「ICT活用工事・週休2日確保工事の証明書の発行及び評価」(R1年7月～) ・総合評価落札方式(業務委託)における「若手・女性技術者の評価の配点見直し」、「ボランティア等の評価の追加」、「技術者の専任性の評価基準の見直し」(R1年7月～)	・総合評価落札方式(工事)における「県発注災害復旧工事の実績の評価」、「県発注道路除雪業務実績の評価」(R2年7月～) ・総合評価落札方式(業務委託)における「災害復旧関係業務実績の評価」、「県優良業務顕彰歴の評価」(R2年7月～)
	工事成績評定		・2次下請け以降に関わる工事において、全ての建設業者が社会保険等に加入している場合を評価 (H30年7月～)		
	評定平均点の推移	80.5	81.2	81.5	82.0
不正の排除	指名停止措置機関				
	指名停止期間				
	損害賠償予約条項				
	コンプライアンス				
	元請下請関係	45件	45件	43件	30件
	談合情報等対応			「談合情報」の定義を明確化	
	談合情報の推移	0	0	1	0
県内の建設投資額(億円)	4,837	5,190	5,138		
建設業許可業者数(年度末)	4,656	4,668	4,641	4,537	
建設業倒産件数(暦年)	8	8	11	5	
建設工事落札率(指名)	97.0%	97.0%	98.2%	94.8%	
建設工事落札率(一般)	96.3%	96.2%	96.5%	96.3%	
建設工事落札率(計)	96.4%	96.4%	96.6%	96.4%	

第2部 物品及び役務等の調達関係

第1章 令和2年度における入札契約制度の運用状況

物品及び役務等の調達方法には、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約がある。予定価格が160万円を超える物品、250万円を超える印刷物の製造請負及び100万円を超える業務委託の一部については、原則として条件付一般競争入札により調達している。（予定価格が3,000万円以上のWTO案件を除く。）

随意契約により調達しているのは、予定価格が160万円以下の物品、250万円以下の印刷物の製造請負及び100万円以下の業務委託並びにその性質又は目的が競争入札に適さないものなどである。

調達方法		内容
競争入札	一般競争入札	契約の目的を公告し、一定の有資格者のうちから広く多数の希望者が入札に参加して競争するもの。
	条件付	所在地要件、実績要件、技術的適性要件等を定めて行うもの。
	指名競争入札	特定多数の有資格者の中から指名し、入札により競争するもの。
随意契約		競争入札によらずに契約の相手を特定するもの。 契約可能な相手が複数いる場合は、可能な限り複数者から見積を徴取して相手を決定し、相手が1者に限られる場合は、その者と1者随意契約している。

1 物品の調達状況

(1) 予定価格が160万円を超える物品

令和2年度の調達件数は612件で、平均落札率は96.0%であった。（表1）

調達件数は前年度より84件減少した。（表2）

競争入札による調達件数は206件で、山形県総合文化芸術館の開設に伴う物品調達が多数あった前年度より54件減少した。

随意契約による調達件数は406件で、消費税の増税前後で契約を分けた医薬品類が多かった前年度より30件減少した。医薬品類以外については、新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品の緊急調達が多数あったことなどから、前年度より23件増加した。

表1 令和2年度の調達件数と平均落札率（予定価格160万円超の物品）

調達方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
調達件数	199件	7件	406件	612件
平均落札率	90.1%	94.8%	99.0%	96.0%

表2 調達件数の年度別推移（予定価格160万円超の物品）

年度 調達方法	平成30年度		令和元年度		令和2年度		増減(R2-R1)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札	226件	37.7%	260件	37.4%	206件	33.7%	▲54件
随意契約	373件	62.3%	436件	62.6%	406件	66.3%	▲30件
合計	599件	100.0%	696件	100.0%	612件	100.0%	▲84件

2 印刷物の調達状況

(1) 予定価格が250万円を超える印刷物

令和2年度の調達件数は15件で、平均落札率は95.8%であった。（表3）

調達件数は前年度と同数であった。（表4）

随意契約によるものは、印刷物の原版を所有しているなど競争入札に適さないものや障がい者支援施設等から調達したものなどであった。

表3 令和2年度の調達件数と平均落札率（予定価格250万円超の印刷物）

調達方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
調達件数	10件	0件	5件	15件
平均落札率	93.8%	—	99.8%	95.8%

表4 調達件数の年度別推移（予定価格250万円超の印刷物）

年度 調達方法	平成30年度		令和元年度		令和2年度		増減(R2-R1)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札	11件	73.3%	11件	73.3%	10件	66.7%	▲1件
随意契約	4件	26.7%	4件	26.7%	5件	33.3%	1件
合計	15件	100.0%	15件	100.0%	15件	100.0%	0件

(2) 最低制限価格の設定状況

印刷物の品質確保を図るため、平成22年度から、会計局会計課が発注する印刷物について、最低制限価格を設定している。当初は、予定価格が50万円を超えるもの（WTO案件を除く。）を設定対象とし、最低制限価格の設定率を10分の6としたが、その後、見直しを行い、平成24年度に設定対象を予定価格30万円以上に引き下げ、さらに平成30年度には最低制限価格の設定率を10分の7に引き上げており、過度な低価格での応札の防止と品質の確保に努めている。

令和2年度は81件で設定し、そのうち20件で最低制限価格を下回る失格者が発生した。（表5）

表5 最低制限価格設定件数と失格者発生件数の年度別推移

年度 契約種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	設定件数	うち失格者あり	設定件数	うち失格者あり	設定件数	うち失格者あり
総価契約	60件	25件	51件	14件	68件	19件
単価契約	13件	1件	15件	2件	13件	1件
合計	73件	26件	66件	16件	81件	20件
失格者発生率	35.6%		24.2%		24.7%	

3 業務委託の調達状況

(1) 予定価格が100万円を超える業務委託

令和2年度の調達件数は923件で、平均落札率は97.1%であった。(表6)

調達件数は前年度より92件増加した。(表7)

システムの運用保守などで長期継続契約の更新時期を迎えたものが前年度より増加したこと及び新型コロナウイルス感染症関連の新規業務が多数あったことから、調達件数が増加した。

表6 令和2年度の調達件数と平均落札率(予定価格100万円超の業務委託)

調達方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
調達件数	195件	59件	669件	923件
平均落札率	91.8%	89.4%	99.3%	97.1%

表7 調達件数の年度別推移(予定価格100万円超の業務委託)

年度 調達方法	平成30年度		令和元年度		令和2年度		増減(R2-R1) 件数
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
競争入札	263件	29.3%	225件	27.1%	254件	27.5%	29件
随意契約	636件	70.7%	606件	72.9%	669件	72.5%	63件
合計	899件	100.0%	831件	100.0%	923件	100.0%	92件

随意契約による調達は、「設備等の運行・点検・修理」や「情報通信・コンピュータ関連」において、品質確保の必要性から設備の設置業者やシステムの開発業者と契約したものや、「企画・製作」及び「その他(研修・講習・訓練等の実施等)」において、企画提案等方式で選定した者と契約したもの、また、新型コロナウイルス感染症関連で医療機関や市町村と契約したものなどであった。

(表8)

表 8 令和 2 年度における業務委託の分類別の調達件数

大分類	調達方法	合計	競争入札			随意契約	
			一般競争入札	指名競争入札	小計	小計	うち企画提案等
1	建物等の保守・管理・運営	74 件	47 件	2 件	49 件	25 件	0 件
2	廃棄物処理	24 件	15 件	2 件	17 件	7 件	1 件
3	設備等の運行・点検・修理	92 件	19 件	9 件	28 件	64 件	0 件
4	調査・研究	48 件	12 件	18 件	30 件	18 件	4 件
5	情報通信・コンピュータ関連	105 件	52 件	3 件	55 件	50 件	2 件
6	企画・製作	59 件	2 件	0 件	2 件	57 件	28 件
7	運送・旅行	7 件	0 件	0 件	0 件	7 件	3 件
8	その他	514 件	48 件	25 件	73 件	441 件	104 件
合 計		923 件	195 件	59 件	254 件	669 件	142 件
構成比		100.0%	21.1%	6.4%	27.5%	72.5%	15.4%
参考	令和元年度	831 件	176 件	49 件	225 件	606 件	142 件
	平成 30 年度	899 件	200 件	63 件	263 件	636 件	158 件

(2) 低入札価格調査制度の運用状況

契約の適正な履行や公正な取引秩序の確保を図るため、平成16年度から、設計金額が700万円以上の「建物清掃」、「警備」及び「システムの設計・開発」の3業務について低入札価格調査制度を導入している。平成22年度からは、条件付一般競争入札により調達している他の業務にも対象を拡大し、現在、13業務について本制度を適用している。

調査の基準となる価格は、「システムの設計・開発」については、入札書比較価格の10分の6、その他については、入札書比較価格の10分の8としており、当該価格を下回る入札があった場合は、調査の上、落札決定している。

令和2年度における制度対象件数は28件で、低入札価格に該当したものはなかった。(表9)

表 9 業務委託の低入札価格調査制度運用状況

平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
制度対象	うち調査実施	制度対象	うち調査実施	制度対象	うち調査実施
33 件	3 件	37 件	1 件	28 件	0 件

(参考) 業務委託の種類

業務委託については、便宜上、大分類で8種目、小分類で49種目に区分整理している。

大分類		小分類		条件付一般競争入札 対象業務	低入札価格調査制度 対象業務	
番号	種目	番号	種目	H20～	H16～	H22～
1	建物等の保守・管理・運営	1	建物清掃	○	○	○
		2	浄化槽・貯水槽の清掃・保守	○		○
		3	警備	○	○	○
		4	空調設備保守	○		○
		5	自家用電気工作物保守	○		○
		6	電気設備保守			
		7	通信施設設備保守			
		8	エレベーター・自動ドア保守			
		9	消防防災設備保守	○		○
		10	施設設備の管理	○		○
		11	受付・電話交換業務	○		○
		12	ねずみ昆虫駆除	○		○
		13	環境測定	○		○
2	廃棄物処理	1	廃棄物収集・運搬・処分	○		○
		2	その他	○		○
3	設備等の運行・点検・修理	1	自動車・船舶・航空機等			
		2	機械・機器・金属製品			
		3	設備（庁舎等以外）			
		4	楽器、音響、照明等			
4	調査・研究	1	調査・分析			
		2	研究			
		3	検査・測定			
5	情報通信・コンピュータ関連	1	システムの設計・開発		○	○
		2	システムの運用保守			
		3	データ処理			
		4	データ・情報提供			
		5	データのオペレーション			
		6	コンピュータの保守管理			
		7	その他			
6	企画・製作	1	物品・看板			
		2	映画・ビデオ			
		3	写真・製図			
		4	広告・広報			
		5	イベント等の企画・運営			
		6	デザイン企画			
		7	ホームページ作成			
7	運送・旅行	1	旅客運送			
		2	貨物運送			
		3	旅行			
8	その他	1	クリーニング			
		2	医事			
		3	検体検査			
		4	給食			
		5	環境保護			
		6	施設の管理運営業務			
		7	研修・講習・訓練等の実施			
		8	保険			
		9	監査・コンサルティング			
		10	その他			
8 種目		49 種目		12 業務	3 業務	13 業務

(参考) 物品電子調達システムによる調達状況

随意契約による調達の公平性、競争性及び透明性を確保するため、平成 17 年度から本庁において、160 万円以下の物品及び 250 万円以下の印刷物については、山形県物品電子調達システムにより調達している。平成 20 年度からは総合支庁にも本システムを導入している。

本システムは、山形県内に本店又は営業所等を有する業者が利用者登録を行い、登録業者が受注を希望する調達案件に随時見積金額を入力することができるようになっており、令和 2 年度末で 622 者が登録している。

表 10 令和 2 年度における会計局会計課のシステム調達実績

区 分	物 品		印 刷 物	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率
10 万円以下	2,399 件	—	182 件	—
10 万円超	297 件	87.1%	241 件	67.5%
合 計	2,696 件	—	423 件	—

※ 1 山形県物品電子調達システムの一般競争型による調達実績。

※ 2 平均落札率は、予定価格を設定している 10 万円超のものを対象。

第2章 地元調達の実施

1 実施の内容

「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針（平成21年12月策定）」に基づき、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、品質と競争性等の確保に留意しながら、地元企業の受注拡大等に配慮した取組を平成22年度から実施している。

予定価格が10万円以下の物品の購入、250万円以下の印刷物の製造請負及び100万円以下の業務委託については、地元調達率95%以上を目標として取り組んでいる。

2 令和2年度の実施状況

令和2年度の地元調達率は、物品の購入が94.6%、印刷物の製造請負が99.9%、業務委託が99.3%であり、印刷物と業務委託においては目標を達成したが、物品においては目標をわずかに下回った。（表11）

物品において目標を下回ったのは、公所で使用する事務用品、衛生用品、修繕材料・部品、雑貨等について、品揃えの豊富さやすぐ購入できる便利さから県外に本店を置くホームセンター等で購入したものが多数あったことによるものである。

表11 地元調達率

区分	対象金額 (予定価格)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
物品	10万円以下	95.5%	95.2%	94.6%
印刷物	250万円以下	99.9%	99.9%	99.9%
業務委託	100万円以下	99.1%	99.0%	99.3%

※1 県内企業からの調達が困難なもの及び病院事業局発注分を除く。

※2 調査対象期間は、各年度4月～12月。

※3 件数ベースでの集計。

資料編

1 山形県公共調達基本条例（平成20年7月18日山形県条例第43号）

（目的）

第1条 この条例は、公共調達に係る入札及び契約に関する制度（以下「入札契約制度」という。）に関し基本的事項を定めることにより、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共調達 県が支出負担行為に基づき行う調達をいう。
- (2) 建設工事等 建設工事並びに建設工事に係る測量、設計、調査、コンサルタント業務及び材料の納入をいう。
- (3) 建設業者等 建設工事等を請け負うことを営む者をいう。

（基本理念）

第3条 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程からの談合その他の不正行為の排除が徹底されるものでなければならない。

- 2 公共調達に係る入札契約制度は、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されるものでなければならない。
- 3 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されるものでなければならない。
- 4 公共調達に係る入札契約制度は、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を考慮したものでなければならない。
- 5 公共調達により調達するもののうち建設工事等は、経済活動等の基盤となる社会資本を整備する社会経済上重要なサービスであり、これを担う健全な建設業者等の育成は、県民経済の発展に重要であることを踏まえ、建設工事等に係る入札契約制度は、建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない。

（県における取組）

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）を踏まえて、公共調達に係る入札契約制度を運用するとともに、基本理念にのっとり、公共調達に係る入札契約制度を不断に見直し、改善に努めなければならない。

- 2 知事、企業管理者及び病院事業管理者（以下「知事等」という。）は、毎年度、議会に公共調達に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。
- 3 県は、県内における他の地方公共団体に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(山形県公共調達評議委員会)

第5条 基本理念にのっとり公共調達に係る入札契約制度の改善について調査審議させるため、山形県公共調達評議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、知事等の諮問に応じ、又は自発的に、公共調達に係る入札に参加する者に必要な資格の見直しその他公共調達に係る入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、知事等に対し、必要な改善措置を講ずることを求めることができる。
- 4 知事等は、前項の規定による求めを受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第6条 委員会は、委員8人以内で組織する。

(委員)

第7条 委員は、学識経験のある者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることを妨げない。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前項の会議の議長となる。
- 3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第10条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 19 日条例第 7 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

